

高浜町景観形成活動団体登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高浜町緑の基本計画に基づき、高浜町の美しい景観の形成・保全を促進する活動を支援するため、活動団体の登録等について定める。

(登録要件)

第2条 次に掲げる要件を満たす活動団体は、高浜町から景観形成活動団体として登録を受けることができる。

(1) 次に掲げるいずれかの取組を行う団体であること。

ア 地域の特性を生かした景観の形成・保全

イ 景観を資源として活用するための環境づくり

ウ 高浜町の美しい景観の形成・保全を促進する活動を推進するための担い手の育成

エ その他高浜町の美しい景観の形成・保全を促進する活動

(2) 5人以上で構成され、広域的に活動する団体であること。

(3) 団体の構成員の過半数が高浜町内に住所を有していること。

(4) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確保されていること。

(5) 3年以上は継続して景観形成活動を実施する団体であること。

(6) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。

(申請)

第3条 登録を受けようとする活動団体は、高浜町景観形成活動団体登録申請書(様式第1号)により、町長に申請するものとする。

(登録)

第4条 町長は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、申請された活動団体が第2条の登録要件を満たしていると認める場合は、高浜町景観形成活動団体(以下「登録活動団体」という。)として登録するものとする。

2 町長は、前項による登録を行ったときは、登録活動団体に対して、高浜町景観形成活動団体登録証(様式第2号)を交付するとともに、高浜町景観形成活動団体登録名簿(様式第3号、以下「登録名簿」という。)に記載する。

3 町長は、前条の申請に対して、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないこととし、理由を付してその旨を通知するものとする。

(1) 第2条の登録要件を満たさないもの。

(2) 団体の行う活動が、単一の行政区、自治会内の活動に限られている等、広域的な活動と認められないもの。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団関係者
- (4) 前号以外で反社会的活動を行う団体又は関連のある団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高浜町緑の基本計画の趣旨に照らして登録活動団体としてふさわしくないと町が認めるもの。

（変更の届出）

第5条 登録活動団体は、登録内容に変更があった場合には、速やかに高浜町景観形成活動団体登録事項変更届（様式第4号）により、町長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第6条 登録活動団体は、第2条の登録要件を満たすことができなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに高浜町景観形成活動団体登録辞退届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 町長は、登録活動団体が第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録を取り消すものとし、登録活動団体に理由を付してその旨を通知するものとする。

2 町長は、前条による登録辞退届を受理したときは、当該登録を取り消すものとする。

3 町長は、前2項により登録を取り消した場合、登録名簿から当該団体を削除するものとする。

（取組の支援）

第8条 町長は、登録名簿の内容及び登録活動団体の取組内容を町のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

2 町長は、登録活動団体へ高浜町景観形成活動に係る各種情報の提供を行う。

3 町長は、その他高浜町景観形成活動に必要な支援を行う。

（所掌）

第9条 この要綱に関する事務は、総合政策課において所掌する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総合政策課長が別に決定する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。